



- 5 審査庁は、令和6年2月22日付けで審査請求人から審査請求書の訂正（請求理由の要点の明確化）の申立てがあり、審査庁において訂正内容を確認した結果、請求の要旨に変更等がなかったため、これを認めて受領した。
- 6 審査庁は、令和6年3月28日付けで処分庁から弁明書が提出されたため、同月29日付けで審査請求人に対し弁明書を送付した。
- 7 審査庁は、弁明書に対する反論書の提出期限を令和6年4月24日としていたが、同日を経過しても審査請求人からの反論書の提出はなかった。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（令和6年2月16日付けで提出があったもの及び同月22日付けで内容の訂正があったものを含む。）において以下のとおり主張し、本件処分を取り消すよう求めている。

- (1) 墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則（昭和53年墨田区教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第5条違反について

本件処分は、規則に定めがない事由により行われたものであり、入園の不許可について定める第5条第5項（審査請求書 4 添付書類（1）の（3）においては「第5条第5条」とあるが、「第5条第5項」のことと解される。）の規定に違反する。

- (2) 行政手続法違反について

本件処分に係る理由において、入園申込者数が●名では、学校教育法等に定められた必要な幼稚園教育を実施することができないとしているが、区立幼稚園で必要な幼稚園教育を実施するための必要最少人数について告知されていない。これは、行政手続法に違反する。

- (3) 学級編制しないことの妥当性とその根拠について

前年度は入園申込者数が●名で学級編制（審査請求書 4 添付書類（1）の（2）及び（3）においては「学級編成」とあるが、「学級編制」のことと解される。）したのに対し、本年度は●名であったため学級編制しないこととしているが、学級編制をする・しないを判断する明確な基準が不明である。また、入園申込者数が●名では必要な幼稚園教育を実施することができないとする法的根拠が不明である。

### 2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、以下のとおり主張し、本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきであるとする。

- (1) 規則第5条違反について

規則第5条第5項は入園を不許可とする場合の規定であるが、これは、入園申込みに係る幼児等が規則第4条に定める入園資格を満たさない場合を規定するものである。しかし、本件処分は、入園申込みに係る幼児の不許可事由の有無に

基づいて行ったものではなく、規則より上位の学校教育法等で定める必要な幼稚園教育を実施することが困難であると判断したことによるものである。

(2) 行政手続法違反について

幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第3条には、一学級の上限数の定めがあるが、最低何名以上から学級編制すべきかの基準は明示されていないことから、学級編制に係る裁量は、学校教育法等の趣旨に基づく合理的な範囲内で、処分庁に委ねられていると解される。

(3) 学級編制しないことの妥当性とその根拠について

本件処分には当たっては、本件処分に係る幼稚園の入園希望者数の人員では、幼稚園教育における重要な課題の一つである同年代の幼児との集団生活を営む環境を与えることなど、幼児教育において満たすべき教育課程の実施は困難であると判断し、学級編制を行わない決定をしたものであり、その判断に違法、不合理な点又は裁量権の逸脱はない。

## 理 由

### 1 本件の争点

本件の争点は、以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、規則第5条に違反しているか。
- (2) 本件処分は、行政手続法に違反しているか。
- (3) 学級編制しないことの妥当性とその根拠について  
そこで、順次上記の争点につき検討する。

### 2 規則第5条違反について

審査請求人は、本件処分は入園の不許可について定める規則第5条第5項の規定にない事由により行われたものであり、同項の規定に違反するとしているが、処分庁は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第4号に基づき幼児の入学に関することを管理し、及び執行する権限を有するものであり、同法第15条第1項の規定に基づき制定される規則は、その権限を規則で定める範囲内に制限するものではないので、規則に具体の規定がないことにより、法律に基づく権限で行われた行為が違法又は不当なものとなることはない。

なお、規則は、区立幼稚園の入園及び退園に関する必要な事項として、入園資格（第4条）、入園申込に係る手続（第5条）等について定めるものであるが、規則においては、入園資格の適合性に係る選考により入園を許可・不許可とする規定（第5条第3項から第5項まで）しかなく、申込者数が定員を超えて抽せんから外れた場合をはじめ、申込者個別の属性等によらないその他の要因又は事由による入園不許可に係る規定が一切設けられていない。

このことは、申込者に対し、入園資格に適合しない場合に限って入園が不許可となるといった誤解を与えるものであり、あらかじめ個別具体的な想定ができなくとも、申込者の入園資格の適合性の有無とは別の要因により入園を不許可とせざるを

得ない事象が生ずる可能性があることは予見が可能であるため、最低限でも包括的な規定はあってしかるべきであるとの見解もあるが、このことをもって、規則に基づき行われた行為や法律に基づく権限で行われた行為が違法又は不当なものとなることはないことは、前述のとおりである。

### 3 行政手続法違反について

審査請求人が違反していると主張する行政手続法の具体的な条項は判然としなが、審査請求書において「区立幼稚園で必要な幼稚園教育を実施するための必要最少人数について告知されていない」としていることから、行政手続法第5条（審査基準）の規定であると解して検討する。

行政手続法第5条は、行政庁は審査基準を定めるものとされ（第1項）、その審査基準は許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない（第2項）、備付けその他の適用な方法により公にしておかなければならない（第3項）と規定している。

しかし、「行政手続法事務取扱ガイドライン」（令和6年3月総務省行政管理局）によると、『処分の先例がない、処分が稀である又は当面申請が見込まれない等の理由によって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難な場合には、審査基準を定めることを要しないと解されている。』とあることから、あらゆる事態を想定して、その全てに対応した審査基準を定めることまでは要請されていないものである。

なお、当該ガイドラインは、令和6年3月に作成されたものであるが、国及び地方公共団体等における行政手続の実務を的確に行うことを目的として作成されたもので、新たな法解釈に基づくものではないことを付言しておく。

区立幼稚園は、義務教育である小学校への入学とは異なり、入園（利用）は任意であるほか、私立幼稚園、保育園や認定こども園の利用などの選択肢が多くあることから、当該地域に住民登録がある就学前の幼児数等により入園見込み者数を予測することは困難である状況において、処分庁は入園募集を実施しているものと認められる。

また、審査庁が処分庁に対して確認を行ったところ、処分庁は、年々入園者が逡減していた状況とはいえ、学校教育法等で定める必要な幼稚園教育の実施が可能な1学級当たりの最少人数については、未だ具体的な検討は経ていなかったところ、入園希望者の募集時においては、例年の実績を踏まえて一定数の応募数があることを前提に教育課程の実施が可能であると想定していたものの、実際に墨田区立●●幼稚園の最終希望者数が確定した段階で、これを基に同幼稚園における教育課程の編成につき種々の観点から検討した結果、学校教育法等で定める必要な幼稚園教育としての適正な質を担保することは困難であるとの判断に至ったとのことである。

したがって、募集段階において応募人数を予測することが困難な事情を踏まえると、あらかじめ応募人数が僅少な場合を想定して最少の入園希望者数に関する基準を定めてはいなかったとしても、そのことについて特段不合理であったとは言えないものであり、よって、本件処分は、行政手続法第5条に違反するものではない。

#### 4 学級編制しないことの妥当性とその根拠について

学校教育法第22条及び第23条において、幼稚園教育の目的と目標について規定されており、これらの目的及び目標を実現させるための具体的な基準として、同法第25及び学校教育法施行規則第38条に基づき「幼稚園教育要領」が文部科学大臣によって定められており、幼稚園教育は、この幼稚園教育要領に則って実施されるものである。

幼稚園教育要領においては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を示し、小学校教育との円滑な接続を図るために「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」のそれぞれの領域について指導する事項が示されている。

これらの事項に基づき、毎年度、在籍する幼児の人数等に応じて教育課程の編成や具体的な活動等の計画策定を行うものであるが、幼稚園教育要領第3章第1の1に一般的な留意事項として、「(6)幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものである」とされているように、幼児の資質・能力の育成に当たっては、他の幼児との多様な関わりあいでは達成し得ないものが多くあり、●名のみでの学級編制では、グループでの活動と学級全体での活動とに差異がなく、「多様に展開」することは困難であるために必要とされる幼稚園教育の実施ができないと処分庁が判断したことについて、不合理な点は認められない。

また、処分庁が弁明書において主張するとおり、幼稚園設置基準第3条においては1学級の幼児数の上限についての定めはあるが、下限についての定めはないので、処分庁においてどのような学級編制を行うかは、学校教育法等の趣旨に反しない範囲内において裁量権を有するものであるため、本件処分に係る幼稚園への入園希望者が●名であったことにより、処分庁が当該幼稚園において学校教育法等に基づく必要な幼稚園教育の実施が困難であると判断し、学級編制を行わなかったことに裁量権の逸脱又は濫用はないものと認められる。

#### 5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張は、いずれも理由がないから、行政不服審査法第45条第2項により、主文のとおり裁決する。

令和6年6月21日

審 査 庁 墨田区教育委員会

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区教育委員会となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁

決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

令和6年6月21日

墨田区教育委員会